

(参考資料1)

## 暫定値及び速報値の推計方法の概要

### I．基本的な考え方と主な推計方法

- 1．コモディティー・フロー法
- 2．支出接近法
- 3．財政推計法

### II．個別項目毎の推計方法

- 1．民間最終消費支出
- 2．政府最終消費支出
- 3．総固定資本形成
  - 3 1．民間住宅
  - 3 2．民間企業設備
  - 3 3．公的固定資本形成
- 4．在庫品増加
  - 4 1．民間在庫品増加
  - 4 2．公的在庫品増加
- 5．財貨・サービスの輸出入

### III．デフレーター

### IV．季節調整

### V．その他

- 1．暦年値との整合性
- 2．四半期計数の改訂時期

## 暫定値及び速報値の推計方法の概要

我が国は、年次、年度及び四半期の国民経済計算の計数を作成・公表している。特に、国民総支出系列については、経済動向を迅速に把握する必要性があるとの観点から、四半期別国民所得統計速報値（いわゆる、QE）を当該四半期終了後 2 カ月半後（1 次速報値）と同 5 カ月半後（2 次速報値）の計 2 回にわたり、作成・公表してきた。

以下では、暫定推計値（代替案 2 による）及び速報値の推計方法及び推計に使用する基礎統計について、概略を示すこととする。

### I. 基本的な考え方と主な推計方法

国民経済計算は、消費・設備投資等の需要項目別に、各省庁が公表している関連する種々の基礎統計を利用して推計する加工統計である。このため、様々な推計方法を使って、基礎統計を国民経済計算の概念にあうように加工している。

国民経済計算で採用されている主な推計方法は、以下の三つである。この他にも、各需要項目毎に様々な推計方法が用いられている。

#### 1. コモディティー・フロー法

コモディティー・フロー法は、モノの流れを生産 卸売 小売と各段階において品目毎に把握し、最終使用者である消費者、政府、企業の手にわたる生産物を推計する手法である。

具体的には、最初に、「工業統計表」等の生産統計から、各商品の生産額あるいは出荷額を把握し、それに「通関統計」から求めた輸出入による調整を加え、各商品の国内総供給を求める。次に、産業連関表等をベースにあらかじめ設定した流通段階に基づいて取引が行われた場合、最終的に各商品がどのように利用されるかを金額ベースで推計している。最終利用としては、中間消費、家計消費、固定資本形成、建設業向けの 4 つが設定されている(図表 1 コモディティー・フロー法の流通経路)。

## 2．支出接近法

国民経済計算では、消費・投資・在庫という各項目を各々、民間と公的という主体別に表章しているが、コモディティー・フロー法では、商品別の生産額の把握はできても、主体別・用途別の分類が不可能である。このため、資金の流れに注目して、支出面から各主体毎に基礎統計を積み上げて推計する「支出接近法」が行われる。民間最終消費支出の9割を占める個人最終消費支出を推計する際に用いられている「家計調査法」は、支出接近法の1つである。

## 3．財政推計法

財政推計法も、広い意味では、II.の支出接近法の1つであるが、年度ベースで政府の決算書等が利用できるため、財政部門の推計に当たっては、コモディティー・フロー法とは別途にこれらを利用して、年度値を積み上げ推計している。

具体的には、中央政府については、「各省別歳入歳出決算書」の款・項・目の内容を踏まえ、決算額を目的別・性質別に分類して、「目」段階の数字を積み上げ推計している。

地方財政については、「地方財政統計年報」に目的別・性質別歳出内訳があるため、これを基礎として、地方財政会計の目的別分類への組替えを行っている。地方公営企業会計分は病院及び公共下水道であるため、国民経済計算の目的別、活動別分類に分類する。

社会保障基金に分類される団体については、財務諸表の勘定項目を各々分類している。

一つの目あるいは勘定項目で2つ以上の性質あるいは目的に該当するものは、一部を除き、そのうち最もウェイトの大きいと判断される性質あるいは目的に分類し、分割はしない。なお、一般会計と特別会計との間の重複、中央政府と地方政府との間の重複などの二重計算を除去した純計決算額を利用している。

コモディティー・フロー法と財政推計法は、主として確報推計の時に暦年値を推計する際に用いられる手法である。ただし、財政推計法で得られる財政部門の値は年度値であるため、四半期分割した後に、暦年値を求めている。

支出接近法は、四半期推計の際に用いられる方法であるが、支出接近法で推計するにしても、コモディティー・フロー法による推計結果を最大限に活用していくとの観点から、コモディティー・フロー法により求めた前年の実績値をベンチ・マークとしてこれに支出接近法による伸び率で延長するという手法を採用

している。また、支出接近法は、確報値を各四半期に分割する際にも活用される。

注1) 我が国では、コモ法の推計の際には、商品を約2200品目に分類した上で、財毎に中間消費、家計消費、固定資本形成、建設業向けの値を推計している。この実際に推計している品目を、「コモ8桁品目」といい、最小分類となる。ただし、「コモ8桁品目」では細かすぎるので、検討・分析する際には、ある程度、品目を統合する必要がある。原則として、産業連関表の6桁コードと対応する段階で統合したものを、「コモ6桁品目」といい、四半期推計でデフレーターを作成する場合は、多くの場合、この「コモ6桁品目」のレベルのデフレーターをまず最初に作成した上で、それらを統合して、需要項目別デフレーターを作成している。

注2) 各省別歳入歳出決算書：歳入予算は、まず組織別に主管に区分され、その下で歳入の性質別に上下大小の順により、「部」「款」「項」「目」に分かれている。歳出予算は、所管及び組織に区分され、その下で、「項」及び「目」に分かれている。「項」は目的別の区分であり、「目」は原則として用途別（棒給、旅費、庁費等）の区分である。

注3) 地方財政統計年報：自治省が47都道府県、約3,300の市町村の決算を集計して、地方公共団体種類別の決算収支の状況、歳入歳出決算の状況等の地方財政に関する資料を分析の上で、体系別に収録したもの。特に、地方財政全体の予算については、国から地方交付税交付金や補助金等の配分の確定をまって、かなり実質的な予算補正が数回行われるため、これを全体として適時的確に把握することは困難である。このため、地方財政全体の状況は主として決算により把握している。

注4) 目的別歳出・性質別歳出：地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。また、同様に、地方公共団体の経費は、その経済的性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。こうした目的別・性質別分類を基に、国民経済計算では、一般政府を一般政府サービス、防衛、教育、保健、社会保障・福祉サービス、住宅・地域開発、その他の地域社会サービス、経済サービス、その他の9種類の目的別分類に分類し直している。

## II. 個別項目毎の推計方法

### 1. 民間最終消費支出

#### (1) 暫定推計

民間最終消費支出は、国内での家計最終消費支出、居住者家計の海外での直接購入（加算）、非居住者家計の国内での直接購入（控除）対家計民間非営利団体最終消費支出、それぞれの項目について、関連する基礎資料や補完調査を基に推計する。

具体的には、民間最終消費支出の大部分をしめる国内家計最終消費支出につ

いては、消費主体を農家、非農家普通世帯、単身者世帯に分けた上で、速報性のある「家計調査」等から一世帯当りの各品目（43品目）別支出額を求める。次に、それに世帯数を乗じることによって全世帯の消費支出額を求めるという方法（「家計調査法」）を用いている。（家計調査法）。（図表2 民間最終消費支出の推計図）

ただし、家計調査法では、自動車購入額のように的確に消費動向が把握できない品目や、医療費や帰属家賃を含む総家賃のように消費概念の異なる品目については、販売統計等他の基礎統計データを使って、直接、全世帯の消費支出額を推計するという方法を用いている（「直接推計法」）。

また、居住者家計の海外での直接購入及び非居住者家計の国内での直接購入については、「国際収支表」を基に推計している。

対家計民間非営利団体最終消費支出については、年次推計の際に、「民間非営利団体実態調査」等を基に推計した前年度値を延長推計している。

このように、主として家計調査法により求められた各品目の前年比を使って、確報値である前年同期の民間最終消費支出額を伸ばして、当該四半期の民間最終消費支出額（名目）を推計している

実質値については、前年のコモ6桁品目の家計消費の構成をウェイトに、43品目分類のデフレーターを作成して、これを用いて推計している。

## (2) 速報推計

暫定推計と同じ。ただし、暫定推計では、実績値の欠落した項目はトレンドで推計して補完するという処理をしているが、速報値推計では、基本的にこれを実績値に置き換えて推計することになる。

## (3) 主な基礎統計と入手状況

基礎統計	暫定	1次速報	2次速報
暫定推計・速報推計において使用			
家計調査（総務庁）			
農業経営動向統計月別収支（農林水産省）			
人口推計月報（厚生省）			
労働力調査（総務庁）			
建設統計月報（建設省）			
自動車統計月報（日本自動車工業会）			
基金統計月報（社会保険診療報酬支払基金）			
生命保険会社・総勘定元帳残高表（生命保険協会）			
内国証券・損益計算書（金融監督庁）			
国際収支統計（大蔵省・日本銀行）	○		

注) ○：3カ月分実績値、△：2カ月分実績値、◇：1カ月分実績値、×：実績

値なしであることを示す。また、のついている基礎統計は、公表時期が変動する可能性がある。

## 2. 政府最終消費支出

国民経済計算においては、政府を単に消費の主体として捉えるだけでなく、国公立病院における診療サービスや国公立学校における教育サービスのよう、財・サービスを生産する主体としても捉えている。このため、政府最終消費支出は、政府の生産額から商品・非商品販売額を控除した政府の自己消費分であるとみなしている。

### (1) 暫定推計

暫定推計の段階では、当該四半期の該当項目に関する情報が得られないため、項目毎の推計は不可能である。このため、政府最終消費支出全体を一本でトレンド推計する。具体的には、過去1年間の前年同期比の平均で延長推計する。これは、政府最終消費支出の構成項目である、雇用者所得や商品・非商品販売額等は一年間を通して、比較的安定した動きを示すものと考えられることから、他に基礎情報がない以上、過去1年間の前年同期比の平均で延長推計する以外に推計手法がないと考えられるためである。

### (2) 速報推計

政府の生産する財・サービスは、そのほとんどが市場価格を有していないため、生産のためのコストの総額と同じであるとみなしている。具体的には、政府最終消費支出の構成項目（中間消費＋雇用者所得＋間接税＋固定資本減耗商品・非商品販売）を各々推計した上で、積み上げ合計とする形で、産出額を間接的に推計している。（図表3 政府消費の定義図）

各構成項目別にみると、

「雇用者所得」とは、一般政府に雇用される職員・非常勤職員の人件費に該当する。対応する予算項目は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当等である。暫定推計の際には、公務員数と一人当たり人件費をもとに推計する。具体的には、公務員数については、四半期毎に、自衛隊職員数、公立学校職員数、警察職員数、東京都職員数に関するヒヤリングを行い、その結果を基に公務員数全体の動きを推計する。一人当たり人件費については、「給与支払状況統計報告」をもとに、前年度の一人当たり人件費を求め、これを人事院勧告等を参考にしながらトレンドで延長推計する。

「中間消費」とは、政府サービスを行う上で必要となる費用であり、旅費、庁費・物件費が該当する。対応する予算項目は、職員旅費、庁費、通信専用料、電子計算機等借料等である。「商品・非商品販売額」は、家計や企業に販売され

るものであり、国公立学校の授業料や国公立病院の診療代が該当する。中間消費及び商品・非商品販売については、中央政府分を予算により、地方政府分を「地方公共団体消費状況等調査」により該当項目の年度計数を推計した上で、過去の四半期パターンで四半期分割を行っている。

「固定資本減耗」は、道路・ダム等の社会資本は減耗しないとみなしているため、政府所有の建物の減価償却費のみが計上されている。

「間接税」は、政府サービスを行う上で必要となる税であり、政府所有車両に課される自動車重量税等が該当する。固定資本減耗及び間接税については、予算などから年度計数を推計した上で、四等分して四半期に割り振っている。

注1) 商品・非商品：国民経済計算における「商品」とは、「市場において通常生産コストをカバーする価格で販売することを意図した財貨・サービス」と定義される。一方、「非商品」とは、「商品以外の（市場において通常生産コストをカバーする価格で販売することを意図しない）財貨・サービス」である。一般政府については、産業ではないので、基本的には「非商品」しか存在しない。

注2) 「地方公共団体消費状況等調査」：経済企画庁が四半期別国民所得統計の基礎資料とするために特別に実施している調査である。具体的には、昭和40年代初めから、都道府県及び政令指定都市に対し、四半期毎の物件費、販売額の予算現額を報告してもらっている。これにより、地方政府の約6割をカバーしている。

### (3) 主な基礎統計と入手状況

基礎統計	暫定	1次速報	2次速報
暫定推計・速報推計において使用			
関係機関からのヒヤリング			
自衛隊職員	×		
公立学校職員数	×		
警察職員数	×		
東京都職員数	×		
給与支払状況統計報告（総務庁）年度値のみ			
地方公共団体消費状況等調査（経済企画庁）	×		

注) : 3カ月分実績値、 : 2カ月分実績値、 : 1カ月分実績値、×：実績値なしであることを示す。

### 3. 総固定資本形成(暫定推計時のみ)

総固定資本形成は、生産者による土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の取得からなる。土地は購入費全額を計上するのではなく、土地の造成・改良費のみが計上される。固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数

が1年以上で購入者価格の単価が20万円以上のものとする。なお、家計により最終消費の目的で取得された乗物、家具、コンピューター等の機械設備は固定資産ではなく、その取得は最終消費として取り扱われる。

我が国の国民経済計算では、入手できる基礎情報の違いから、暫定、速報、確報の各段階における推計手法が異なるため、総固定資本形成のブレイクダウンの程度が異なる。

注1) 維持・修理と改良の区別：固定資産に対する維持・修理は中間消費に該当するのに対し、固定資産に対する改良は固定資本形成に該当する。このように、維持・修理と改良では国民経済計算における扱いが異なるにもかかわらず、その区別は明白ではない。一般に、通常の維持・修理は、予想耐用年数について固定資産を正常に稼働するようにしておくために定期的実施しなければならない活動、通常の維持・修理は固定資産の性能、能力あるいは予定耐用年数を変化させない と特徴付けられる。これに対し、改良は、固定資産の性能や生産能力を増加させたり、依然に予想されていた耐用年数を大幅に延長させる活動 と特徴付けられる。

総固定資本形成の表章項目

暫定値	速報値	確報値
総固定資本形成	民間住宅 民間企業設備投資 公的固定資本形成	総固定資本形成 a 民間 (a)住宅 (b)企業設備 b 公的 (a)住宅 (b)企業設備 (c)一般政府

(1) 暫定推計：「出荷指数」等を用いた推計方法

総固定資本形成を住宅投資、機械投資、建設投資の3つに分けて、別途推計する。

住宅投資については、「建築着工統計」の「構造別・用途別の工事費予定額」を用途別・構造別の平均工期で進捗額に転換することによって、全住宅投資額（名目）を推計する。その際、建築着工統計では把握できない部分を建設省が毎年実施している建築物等実態調査を基に修正する。

機械投資については、最初に、最新の産業連関表より、基準時点の機械投資額を把握した上で、「通関統計」から求めた輸出入による調整を加え、基準時点の資本財出荷額を求める。次に、「出荷指数」から求めた資本財の伸びで、基準

時点の資本財出荷額を延長して、当該四半期の資本財出荷額を推計する。さらに、当該四半期の資本財出荷額を「通関統計」から求めた輸出入で調整することによって、当該四半期の資本財生産額を推計する。

最後に、こうして求められた資本財生産額の前年同期比の伸びで、確報値である前年同期の機械設備投資額を延長して、当該四半期の機械投資額を推計する（図表4 総固定資本形成の推計方法）。

建設投資については、生産額の約5割を占める建設業の付加価値額について、四半期別の十分な基礎情報が得られないため、「建設総合統計」の出来高（民間非居住用建築、民間土木、公共）を四半期毎に集計して、その伸びで、確報値である前年同期の建設投資額を伸ばすという方法で、建設投資額を推計する。ただし、「建設総合統計」は翌々月月末に公表されるため、最終月が欠落することになる。このため、最終月については、前2カ月の前年同期比の平均で延長推計している。

なお、この方法はコモディティー・フロー法を簡略化したものであり、公的と民間という区分が行えないため、総固定資本形成一本の形で表章する。

注1) ベンチ・マークとして、「SNA産業連関表（平成7年）」を使用する。  
 SNA産業連関表から求めた総固定資本形成の生産額と、通関統計の輸出入から、  
 $(\text{出荷額}) = (\text{生産額}) + (\text{輸出}) - (\text{輸入})$  で、基準年の出荷額を求める。  
 こうして求められた $(\text{基準年の出荷額}) \times (\text{資本財出荷指数})$ で、当該四半期の出荷額を推計する。

当該四半期の資本財生産額は、

$(\text{資本財生産額}) = (\text{出荷額}) - (\text{輸出}) + (\text{輸入})$  で推計する。

### (3) 主な基礎統計と入手状況

基礎統計	暫定	1次速報	2次速報
総固定資本形成			
鉱工業生産指数(通産省)			
建設総合統計(建設省)			
通関統計(大蔵省)			
WPI等の価格指数			
民間住宅			
建築物着工統計(建設省)			
地方公共団体消費状況等調査(経済企画庁)	×		
建設総合統計(建設省)			
民間企業設備投資			

法人企業統計季報（大蔵省）	×		
法人企業動向調査（経済企画庁）	×		
個人企業経済調査季報（総務庁）	×		
農業経営動向統計（農林水産省）			
労働力調査（総務庁）			
建築物着工統計（建設省）			
法務統計月報（法務省）			
<b>公的固定資本形成</b>			
国の予算書（当初予算・補正予算額）（大蔵省）			
地方公共団体消費・投資進捗調査（経済企画庁）	×		
建設総合統計（建設省）			

注) : 3カ月分実績値、 : 2カ月分実績値、 : 1カ月分実績値、×: 実績値なしであることを示す。ただし、暫定推計時に利用できる鉱工業生産指数は、最終月が速報値である。また、 のついている基礎統計は、公表時期が変動する可能性がある。

### 3 1 民間住宅（速報推計時のみ）

民間住宅投資は、住宅の新築及び改築に要した工事費からなる。具体的には、民間持家、民間貸家、公団等の分譲住宅、民間企業の社員用住宅等が含まれる。ただし、建物分の工事費のみであり、それに伴う宅地造成費は含まれていない。

#### (2) 速報推計

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、「建築着工統計」の工事費予定額を平均工期により出来高額に転換し、用途・構造別の名目建築物投資額を推計する。その際、居住専用建築物については全額、居住産業併用建築物については、その7割を居住分として分割して、両者を合算している。なお、「建築着工統計」では、床面積10㎡以下の建築物等については調査対象外であるため、推計の際には、漏れた部分についても補正した上で、住宅投資を推計している。

こうして得られた出来高ベースの名目全住宅投資額から、別途推計した公的住宅投資額を差し引いて、民間住宅投資額を推計する（図表5 民間住宅の推計図）。

実質値は、民間住宅デフレーターで除することによって推計する。

注1) 着工ベース、進捗ベース:「着工ベース」とは、一定期間内に固定資産の増加する商品について着工した時点で計上し、総固定資本形成として捉えることを言う。これに対して、「進捗ベース」とは、一定期間内に固定資産の増加する商品について、実際に増加する(工事の進捗状況)度合に応じて計上し、総固定資本形成として捉えることを言う。出来高とも言う。国民経済計算では、産業、政府サービス及び対家計民間非営利団体サービスの生産者が固定資産のための商品増加に対する支出額を「総固定資本形成」としている。この

ため、着工時点での計上は、まだ生産されていない商品（建築物）を設備投資として計上するため、生産と支出のバランスが崩れることになる。

注2）用途別・構造別平均工期：工事費予定額を出来高に進捗転換する際に用いられている。用途別・構造別に異なった工事期間（3カ月～9カ月程度）を設定し、単純移動平均で、出来高を求めている。

注3）居住産業併用建築物の居住分：「住宅統計調査」（5年に1回公表）より、居住専用、居住産業併用毎の住宅戸数、1戸当り畳数、1戸当り延べ面積をとることができる。これを用いて、居住産業併用住宅の居住部分の割合を求めると、約7割となる。

### 3 2 民間企業設備（速報推計時のみ）

#### (2) 速報推計

民間企業設備投資は、生産のために使用する機械設備、建物に対する支出である。ただし、建設中の建物は工事の進捗に応じて計上されるものの、船舶、航空機等の重機器の仕掛品については、完成し販売されるまでの期間は在庫品増加として記録され、販売された時点で、在庫品から控除され、国内総固定資本形成に記録される。

なお、以下でみるように、民間企業設備投資は、民間非金融法人、金融機関、個人企業等といった主体別に推計している。

具体的には、民間非金融法人企業については、「法人企業統計季報」の産業別有形固定新設額より推計する。この際、「法人企業統計季報」は、資本金1千万円以上の法人を対象としているため、資本金1千万円未満の法人については、前年度の「法人企業統計年報」や「法務統計月報」における新設法人数等の動向、さらには、中小企業に関する設備投資計画の動向を加味しつつ推計する。

金融機関については、「法人企業動向調査」における金融保険業の設備投資額（有形固定資産新設額）により推計する。

個人企業については、農業は「農業経営動向統計」による1農家当り投資額に別途推計する農家戸数を乗じて推計する。製造業、卸・小売業、サービス業については、機械設備分は「個人企業経済調査」による1企業当りの投資額に別途推計する自営業主数を乗じて推計する。建物分は、「建築着工統計」における当該産業の個人企業分の着工予定額を進捗転換して推計する。その他の産業については「建築着工統計」における当該産業の個人企業分の着工予定額を進捗転換して推計する（図表 民間企業設備の推計図）。

当該四半期の民間企業設備投資額の推計に当たっては、コモディティ・フロー法による推計結果を最大限活用していくとの観点から、コモディティ・フロー法により求めた前年の実績値をベンチマークとして、これに人的推計法による伸び率で延長するといった手法を採用している。

---

注1) 「法人企業統計調査」：大蔵省が、我が国の営利法人(保険業を除く)の実態を把握するため、標本調査の方法によって、昭和23年以降、活動法人の資産・負債・資本及び損益状況等を調査したものである。同調査は、資本金別の全階層を対象に年1回行う「年次別調査(年報)」と、資本金1000万円以上の法人を対象に4半期毎に行う「四半期別調査(季報)」の2種類がある。標本数は、年次調査で約30,000社、四半期別調査で約23,000社である。

注2) 「法人企業動向調査」：経済企画庁が、資本金1億円以上の営利法人を対象として、設備投資の実績及び計画並びに企業経営者の景気と経営に対する判断及び見通し並びに設備投資に関連する海外直接投資動向を調査したものである。調査は、約4,500社を対象に、年4回実施される。

### 3 - 3 公的固定資本形成(速報推計時のみ)

#### (2) 速報推計

公的固定資本形成は、政府及び公的企業が使用する機械設備、建物に対する支出であり、工事の施行に必要な各種の調査費、計画費、及び工事現場事務所の事務費も含まれている。公的固定資本形成は、主体別に公的住宅、公的企業設備投資、一般政府投資の3つに分類され、各々推計している。

具体的には、中央政府分については、国の予算書、地方政府分については「地方公共団体消費状況等調査」等により、上記3項目毎に年度計数である予算現額を推計する。また、過年度における繰越状況等を勘案の上、予算現額を決算見込額に転換する。ただし、この年度値は年度途中の補正予算により改訂される。

四半期計数を推計するにあたっては、「建設総合統計」等の公共工事関連指標の動向を踏まえて、年度値を四半期分割することにより求める。

実質化にあたっては、機械等については品目毎のデフレーターから、建設部門については、資材毎のデフレーターから、上記3つの項目毎のデフレーターを作成して求める。

---

注1) 公的住宅：国や地方公共団体が一般会計によって行っている公務員住宅や公営住宅の建設が大半(8割程度)を占めている。この他に、住宅・都市整備公団が行っている賃貸住宅の建設、政府機関の職員住宅の建設、地方住宅供給公社の住宅建設等が含まれる。

注2) 公的企業設備投資：工場や事務所の建設、機械や設備の新增設等、公的企業が行う設備投資である。具体的には、中央政府の公的企業は各企業の貸借対照表中の有形固定資産の前年度末と当年度末との差額を算出して、これに損益計算書の減価償却費を加えて、年度計数を推計する。地方政府の公的企業については「地方公営企業年鑑」の資本的支

出のうちの建設改良費を求め、これから用地費を控除することにより年度計数を推計する。

注3) 一般政府投資：下水道、病院、文教施設等の生活環境施設、治山、治水等の国土保全施設、道路、港湾等の産業基盤施設などの公共施設の建設が大半を占めている。この他に、庁舎の建設や耐久財の購入等が含まれている。なお、一般政府投資については、決算統計をベースに推計が行われているが、事業費等の費目の中には、用地取得費も含まれているため、工事種類別に集計した固定資本形成に「建設業務統計年報」の工事種別の用地費率を乗じることによって、用地販売費を控除している。また、防衛目的のための艦船の建造や航空機の購入等については、中間消費として取扱い、一般政府投資には含まれていない。

注4) 予算現額：歳出予算現額は、前年度繰越額+当初予算額+補正予算額+予備費使用額+流用等増減額であり、個々の経費についての歳出の限度である。これから、現実の支出済額を差し引いた残余は、一部は不用額となり、他は翌年度繰越額として翌年度へ持ち越される。

#### 4. 在庫品増加

国民経済計算によれば、「在庫品増加(在庫品変動の価額)は、企業保有又は政府貯蔵の原材料、仕掛品(固定資本形成に含まれる建築中の住宅及び非居住用建物を除く。)及び完成品の物量的変動の価額を表す」とされている。また、国民経済計算では、発生主義の原則がとられているため、当該商品の在庫増減時点の価格(時価)で在庫品増加を評価することが必要である。

一方、推計に利用する基礎統計が企業会計に基づくものであるため、その棚卸資産残高をそのまま使用した場合、各企業が様々な評価方法で評価した簿価の合計となる。したがって、物価変動の激しい時期には、在庫品の評価方法いかんによっては、実際には在庫品が物量的に増減しないにもかかわらず、評価上の名目在庫増減が含まれるが、この名目在庫増減は、その期間中の経常的な生産によって生じたものではなく、過去に蓄積された資本(在庫品)の評価損益を反映するものである。そこで、国民経済計算概念では、これら評価損益(在庫品評価調整額)は取り除いている。

具体的には、期間中の在庫追加総量は、その購入価格又は製造原価で評価することとし、在庫の庫出総量は簿価ではなく、時価で評価することとしている。簿価と時価の差額を在庫品評価調整額としている。この評価方法は後入先出法と基本的に一致する。

---

注1) 在庫品の範囲：国民経済計算では、在庫品の範囲について厳密な規定が設けられていないが、通常在庫品といった場合、企業会計の棚卸資産がこれに該当すると

考えられる。具体的には、我が国では、法人税法施行令第10条で、商品又は製品（副産物及び屑を含む）、半製品、仕掛品（半成工事を含む）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、前各号に掲げる資産に準ずるものと定めている。

## 4 1 民間在庫品増加

### (1) 暫定推計

暫定推計の時点では、「法人企業統計季報」が利用できないため、当該四半期末の民間在庫品残高(ストックベース)が把握できない。このため、フローベースの金額である民間在庫品増加を通産省の「生産統計」等を用いて推計する。

具体的には、在庫品は、製品在庫、仕掛品在庫、原材料在庫、流通在庫の4つに分けることができる。そこで、各々の在庫の動きを反映していると見込まれる代替的な基礎統計を説明変数として、民間在庫品増加(実質)を最小二乗法で回帰推計して推計する。ただし、仕掛品在庫の動きを反映している代替的な基礎統計がないこと、原材料在庫についてはその動きを反映している「原材料在庫指数」の公表が遅いため、実際には、製品在庫の動きを反映している「製品在庫指数」と流通在庫の動きを反映している「商品手持額」の対前期増加分が各種在庫別の在庫増加であるとみなしている。そして、この2つを説明変数として、民間在庫品増加(実質)を推計している。

なお、暫定推計では、民間在庫品増加の数量を直接把握して推計していることから、在庫品評価調整を行う必要はない。

---

注1) 4形態の在庫：製品在庫とは、生産者が販売目的で備える完成品の在庫である。仕掛品在庫とは、生産者が保有する製造工程の途中にある在庫である。原材料在庫とは、生産者が生産に使用すべき原材料の在庫である。流通在庫とは、卸・小売業者が販売目的で所有している製品在庫である。

### (2) 速報推計

四半期別の民間在庫品増加は、「法人企業統計季報」における産業別・形態別(製品、仕掛品、原材料)の期末・期首の在庫残高を用いて推計する。ここで、卸売・小売業の製品在庫を流通在庫とみなしている。ただし、推計の際には、建設業の製品在庫・仕掛品及び不動産業の全形態は除かれている。

また、「法人企業統計季報」の調査対象外である個人企業については、「個人企業経済調査」等を用いて推計する。金融法人及び対家計民間非営利団体については、在庫を保有しないものとみなしている。

なお、以下の順序で、在庫品評価調整を行っている(図表6 民間在庫品増

加の推計図)。

- 1) 簿価による期首・期末の名目在庫品残高(棚卸資産評価額)を在庫残高デフレーターで割ることによって、数量ベースの実質在庫品残高に転換する。  
在庫残高デフレーターは、卸売物価指数等を基に作成した当該商品の価格指数(在庫価格指数)を基礎に、企業の棚卸評価方法と在庫回転率に対応させて作成する。
- 2) 期首・期末の実質在庫品残高の差をとって、期中の実質在庫品増加を算出する(数量ベース)。
- 3) 期中の実質在庫品増加額に対して、時価(在庫価格指数の期中平均)をかけることによって、時価による名目在庫品増加を推計する。
- 4) 期首と期末の簿価による名目在庫残高の差をとって、簿価による名目在庫品増加を求める。これと3)の時価による名目在庫品増加を差し引いた額が、在庫品評価調整額となる。

---

注1) 建設業の製品在庫・仕掛品及び不動産業の全形態が除外される理由： 国民経済計算では、発生主義(付加価値の生産や取引に関する記録は、付加価値の発生した時点ないし当該取引が実際に発生した時点で計上すること)によって記録されるため、企業会計の在庫品の中に含まれる製品又は、仕掛品の住宅や非居住用建物についても、建設された部分については固定資本形成の中に含まれる取扱がなされる。不動産業の全形態が除外されているのは、製品在庫及び仕掛品在庫については、建設業と同じ理由であるが、原材料在庫については、基本的に販売用の土地が計上されていることによる。販売用の土地は、既存資産の取引であり、単なる移転取引に過ぎないため除外されている。なお、土地造成分については、固定資本形成に含めている。

注2) 棚卸評価方法：我が国では、法人税法施行令第28条において、大きく分けて1)原価法、2)低価法の2つの評価方法が認められている。1)はさらに、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、単純平均法、最終仕入原価法、売価還元法に分けられる。上記9つの評価方法のうち、どの評価方法を採用するかは、各企業に任されている。国民経済計算では、毎年、上場企業の財務諸表を使って、産業別・形態別の各評価方法毎の構成比を求めている。これをウェイトに在庫価格指数を加工して、合成指数である、在庫残高デフレーターを作成している。なお、時価法は、昭和32年以降、税法上、独立した評価方法としては認められていない。

注3) 在庫残高デフレーター：本来であれば、期末実質在庫残高は、企業毎に評価価格指数をデフレーターとして実質残高を算出してそれを合計するのが最も正確であるが、実際上それは不可能である。このため、棚卸資産の評価方法別に在庫価格指数を基に評価価格指数を推定し、それを全企業の名目在庫残高に占める各評価方法別の名目在庫残高によって

ウェイトをつけ、残高デフレーターを算出している。

( 図表 7 在庫品の評価方法、回転率と価格指数との関係 )

### (3) 主な基礎統計と入手状況

基礎統計	暫 定	1次速報	2次速報
暫定推計において使用			
製品在庫指数(通産省) 商品手持額(通産省)			
速報推計において使用			
法人企業統計季報(大蔵省)	×		
生産者の米穀現在高等調査結果表(農林水産省)	×		
個人企業経済調査(総務庁)	×		
法務統計月報(法務省)			
労働力調査(総務庁)			

注) : 3カ月分実績値、 : 2カ月分実績値、 : 1カ月分実績値、×: 実績値なしであることを示す。また、 のついている基礎統計は、公表時期が変動する可能性がある。

## 4 2 公的在庫品増加

### (1) 暫定推計

暫定推計の段階では、公的在庫に関する情報が無いため、季節調整済前期差ゼロで補外する。これは、公的在庫品増加は明確な季節パターンが存在し、季節調整をかけた場合、前期差でみた変動は比較的小幅であるためである。このため、前期差ゼロとおいても、概ね問題がないと思われる。

### (2) 速報推計

公的在庫とは、公的企業が保有する製品・仕掛品・原材料在庫である。なお、一般政府は在庫を保有しないとみなしている。その主要なものは、食糧管理特別会計の米麦在庫、石油公団の備蓄原油、造幣局特別会計の金在庫、農畜産業振興事業団の生糸在庫などである。これらで、公的在庫全体の9割以上を占めているため、暫定推計時においては、これらを全体の公的在庫品増加額と見なしている。具体的には、四半期毎に、これらの機関に直接ヒヤリングをして公的在庫品増加を推計する。

なお、公的在庫品増加については、各々の在庫品の当期末在庫数量 前期末在庫数量として直接数量を把握して推計していることから在庫品評価調整を行う必要はない。

実質値については、各々の在庫品の基準年の評価単価 × ( 当期末在庫数量

前期末在庫数量)によって、実質在庫品増加額を推計している。

なお、公的在庫品の残高デフレーターは、上記方法で求めた名目在庫品残高の合計を実質在庫品残高の合計で除することによって、インプリシットに求めている。

### (3) 主な基礎統計と入手状況

基礎統計	暫定	1次速報	2次速報
暫定推計・速報推計において使用			
関係機関からヒヤリング			
米麦在庫(農林水産省)	×		
備蓄原油(石油公団)	×		
金在庫(大蔵省)	×		
生糸在庫(農畜産業振興事業団)	×		
レアメタル在庫(通産省)	×		

注) ○ : 3カ月分実績値、△ : 2カ月分実績値、□ : 1カ月分実績値、× : 実績値なしであることを示す。

## 5. 財貨・サービスの輸出入

我が国の場合、国民経済計算の海外取引と「国際収支表」は、概念のみならず実際の計数の面でも厳密な整合性が確保されているため、国民経済計算における輸出入は、「国際収支表」を財貨・サービス収支を組み替えて推計することができる(図表8 国際収支表との対応関係の図)。

### (1) 暫定推計

暫定推計の段階では、最終月については、「通関統計」の速報値は入手できるものの、「国際収支表」は得られない。ただし、「通関統計」で把握されるのは、財貨のみであり、このため、最終月については、前2カ月の原系列ベースの「通関統計」と「国際収支表」との比率を用いて、トレンド推計する。

輸出の約9割、輸入の4分の3程度を占める財貨の取引については、「通関統計」を使って推計する。厳密には、「通関統計」を「財貨・サービスの輸出入」に転換する際には、様々な調整を行う必要があるものの、暫定値推計の段階では、調整に必要な情報が得られないため、両者の間には一定の安定した関係が存在するとみなして、財貨の輸出入については、「通関統計」の速報値に、「通関統計」と「国際収支表」の比率を掛けて推計する。

サービスの輸出入については、暫定推計の段階では、基礎的な情報が得られないため、前2カ月の前年同期比で、最終月の金額をトレンド推計する。

注1) 「通関統計」と「海外取引」との関係:

「国際収支表」と「海外取引」は、基本的には完全な接合が図られている。すなわち、両者とも、「所有権が居住者から非居住者に移転した時点」で国際間の商品取引が行われたとみなしており、輸出・輸入ともに取引価格は、保険料・運送料を含まないFOBで記録している。

これに対し、「通関統計」は「税関における物質の通過」という観点から把握している。このため、「通関統計」では輸出は出港日、輸入は許可日で記録されている。また、輸出の取引価格についてはFOBで記録しているものの、輸入について保険料・運送料を含めたCIF価格で記録している。

注2) 「国際収支表」におけるCIF価格からFOB価格への転換方法

「輸入商品価格構成調査表」を用いて、主要品目別の運賃率及び保険料率を算出する。品目別運賃率及び保険料率を品目別通関額ウェイトで加重平均して、輸入全体の運賃率及び保険料率を推計する。全体の運賃率及び保険料率を通関輸入額に乗じて、「運賃総額」と「保険料総額」を算出する。通関輸入額から、「運賃総額」と「保険料総額」を控除する。

(2) 速報推計

名目値については、「国際収支表」を組み替えて推計している(図表)。実質値を求める際には、商品等の輸出入は7項目程度の商品群の分類毎に、輸出入物価指数、WPI、投入産出物価指数等からパーシェ型のデフレーターを作成し、各商品群毎の実質値を合算することによって、トータルの輸出入額を求めている。したがって、輸出入デフレーターは、名目輸出入額を実質輸出入額で除することによって、インプリシットに求められる。

---

注1) 商品群別: 「国際収支統計」を組み替える際に、以下の商品群に大分類している。具体的には、「外国貿易概況品目分類基準表」に基づき、商品を食料品、繊維・同製品、化学製品、非金属鉱物製品、金属・同製品、機械機器、その他の財貨の7つに、輸入は、商品を食料品、繊維品、鉱物性燃料、化学製品、機械器具、その他財貨の6つに分けている。一方、サービスについては、輸出は、貨物運賃・保険、その他サービス、非居住者の国内消費支出の3つに、輸入は、その他の運輸サービス、居住者家計及び政府の海外消費支出の2つに分けている。

なお、基礎資料である「国際収支統計」では、商品別には把握できないため、まず、商品輸出入額を「通関統計」の商品別輸出入額の構成ウェイトで分割し、商品別名目輸出入額を作成する。

注2) 輸出入デフレーターと輸出入価格指数: 輸出入デフレーターが、輸出入価格指数、WPI、投入算出物価指数等を当期の名目値をウェイトとして統合したパーシェ型価格指数であるのに対し、輸出入価格指数は通関統計から得られる単価指数を用いて作成したフィシ

パー型価格指数である。

### (3) 主な基礎統計と入手状況

基礎統計	暫定	1次速報	2次速報
国際収支統計(大蔵省、日本銀行) 通関統計(大蔵省)			

注) ○ : 3カ月分実績値、△ : 2カ月分実績値、□ : 1カ月分実績値、× : 実績値なし であることを示す。

### III. デフレーター

国民経済計算の実質値は、比較時の数量を基準時の価格で評価した不変価格表示が望ましいとされている。このため、国民経済計算では、コモディティー・フロー法で毎年品目別に推計される生産、輸出入、消費等の名目値をウェイトとして、パーシェ型のデフレーターが作成されている。

具体的には、国内総支出の表章項目のデフレーター(「表章項目デフレーター」)は、それぞれの項目を構成する商品及びその他の財貨・サービス(以下「商品等」という)の基本単位デフレーター(実質化を行うための最小単位デフレーター)を表章項目毎にパーシェ型に統合したインプリシット・デフレーターである。

同様に、「国内総支出デフレーター」は、各表章項目の実質値を加えて求めた国内総支出の実質値で、名目国内総支出額を除ることによって推計した、インプリシット・デフレーターである。

「基本単位デフレーター」は、実質化を行うための最小単位デフレーターであり、コモ6桁品目毎に作成される。具体的には、コモ8桁品目毎に対応する価格指数を、前年の名目値をウェイトにパーシェ統合して作成する。対応する価格指数は、主として、CPI、WPI、輸出入物価指数等の諸物価指数を使用しているが、これらの指数でカバーされていない分野については単価指数を、また、修理やサービス部門のように数量と価格が分離困難であり、対応すべき指数がとれない場合には、投入コスト型指数を使用している。基本単位デフレーターは、月次、四半期、年次別に作成され、表章項目デフレーターは四半期別に作成される。

注1) パーシェ型とラスパイレズ型：パーシェ型価格指数は、比較時のウェイトにより加重調和平均しているのに対し、ラスパイレズ型価格指数は、基準時のウェイトにより加重調和平均している。なお、CPI、WPIはラスパイレズ型価格指数であり、輸出入物価指数はフィッシャー型価格指数である。

注2) 単価指数：金額を数量で割って算出している。しかし、価格要素に構成の変化等が入ってくる可能性が高いため、銘柄を特定した上で価格を採用する必要がある。

注3) 投入コスト型デフレーター：生産に要する各投入商品等のデフレーターをラスパイレ型に統合して算出する。その際、各投入商品等の中間投入額をウェイトとする。付加価値部分については、「毎月勤労統計」の当該業種の定期給与指数を、雇用者所得の比率で統合して算出する。

注4) インプリシット・デフレーター：個別の財・サービスについてはそれぞれ価格指数が作成されるのに対し、集計項目である民間最終消費支出、民間企業設備投資などのデフレーターでは、項目の名目値（個別の財・サービスの名目値の合計）÷項目の実質値（個別の財・サービスの実質値の合計）で算出される。このように、名目値÷実質値の計算の結果、間接的に算出される指数をインプリシット・デフレーター（Implicit Deflator）という。

#### 主な基礎統計と入手状況

基礎統計	暫定	1次速報	2次速報
卸売物価指数（日本銀行）			
輸入物価指数（日本銀行）			
輸出物価指数（日本銀行）			
消費者物価指数（総務庁）			
企業向けサービス価格指数（日本銀行）			
農村物価指数（農林水産省）			
投入産出物価指数（日本銀行）			
単価指数(大蔵省他)			
投入コスト型(労働省)			

注) ○：3カ月分実績値、△：2カ月分実績値、□：1カ月分実績値、×：実績値なしであることを示す。単価指数については通関統計の入手状況による。

#### IV. 季節調整

四半期統計を使って、景気判断を行おうとする場合、天候や社会習慣等の影響によって生じる季節変動を除去する必要がある。我が国では、アメリカの商務省センサス局が1965年に開発したセンサス局法X-11を用いて、季節調整を行っている。

具体的には、季節調整期間を昭和30年第2四半期から当該年の第1四半期として季節調整を行っている。なお、センサス局法X-11では、その後1年間は、季節指数が前年同期差の1/2だけ変化するという仮定を置いて、予定季節指数を作成される。したがって、季節調整を掛け直すのは、年に1回、前年の確報値を公表する際のみである。

また、原則として、国民経済計算年報における表章項目のもっとも細かいレベルで季節調整を行っている。このため、公的固定資本形成のように、更に下のレベルで季節調整をかけた上で、各季節調整値を積み上げて、間接的に季節調整値を求める需要項目がある一方で、在庫や民間企業設備投資のように、直接、季節調整値を求める需要項目が存在する。なお、季節調整済国内総生産は、このようにして計算された各需要項目毎の季節調整値を積み上げて、間接的に推計したものである（図表9 G D E の季節調整の掛け方）。

注1) 季節調整法の基本的な考え方：経済企画庁が利用しているセンサス法X - 11 を初め、多くの季節調整法は、加重移動平均を基本とした手法である。具体的には、X - 11 の標準形では、各時点の季節調整済系列を推計する際に、原則として、その時点の前後7年間分のサンプルの加重移動平均（「中心移動平均」）を行っている。

図表9 G D E の季節調整の掛け方

支出項目	季節調整のかけ方
民間最終消費支出	直接
民間住宅投資	直接
民間企業設備投資	直接
民間在庫品増加	直接
政府最終消費支出	直接
公的固定資本形成	間接
公的在庫品増加	直接
財貨・サービスの輸出・輸入	直接
国民総支出（G D E）	間接

## V. その他

### 1. 暦年値との整合性

四半期値の合計が、暦年値又は年度値と一致するようになっている。ただし、我が国の場合、あくまでも一致するのは原系列のみであり、季節調整値については、厳密には一致していない点に注意する必要がある。

また、当該年度終了後8カ月以内、翌年12月末には、年次推計が行われ、確報値が公表されている。この数字は、暫定値及び速報値と異なり、主としてコモディティ・フロー法を使って推計したものである（ただし、公的部門及び民間非営利は、財政推計、民間非営利推計を行う）。

一般に、速報値等の四半期別推計は、年次推計に比べ、少ない情報又は年次推計と全く異なる方法によって推計されているため、その計数は、通常年次推計と異なる。加えて、年次推計では、暦年値しか得られない。このため、速報

値を補助系列として、年次推計で求められた暦年値を四半期分割する必要がある。

四半期分割する際の手法としては、1)構成比で配分するという比率法(ratio method)の他に、2)リン・チャウ法(Lin-Chow method)や3)バッシー法(Bassie method)といった数学的手法で四半期分割する手法が採用されている。いずれの手法を採用するにせよ、全体の相互関係をみた上で最終的な調整がなされている。

---

注1) リン・チャウ法：基準となる補助系列の四半期パターンと推計した主要系列の四半期の動きとの乖離をなるべく小さくする四半期分割の方法である。具体的には、補助系列の暦年値を説明変数として、主要系列の暦年値を最小二乗法で推計する。生じた残差を4等分して、各四半期に配分する。民間企業設備投資の四半期分割の際に用いられている。

参考文献：Chow, G. C, and Lin, An-Lok “Best Liner Unbiased Interpolation, Distribution and Extrapolation of Time Series by Related Series” Rev. of Econ. & statist, 53 pp377-375 (1971)

注2) バッシー法：比率法で分割した場合、前年の第4四半期と当年の第1四半期との間に大きな断層が生じることになる。このため、前年については、暦年値は不変に維持しながら比率法による修正係数を修正し、今年については、比率法による暦年ベースの修正係数を維持しながら、各四半期の修正係数を修正する方法である。具体的には、バッシーによって、前年と当年の8四半期について、各四半期毎に、比率法による修正係数に対する修正率が提示されている。民間在庫品増加の四半期分割の際に用いられている。

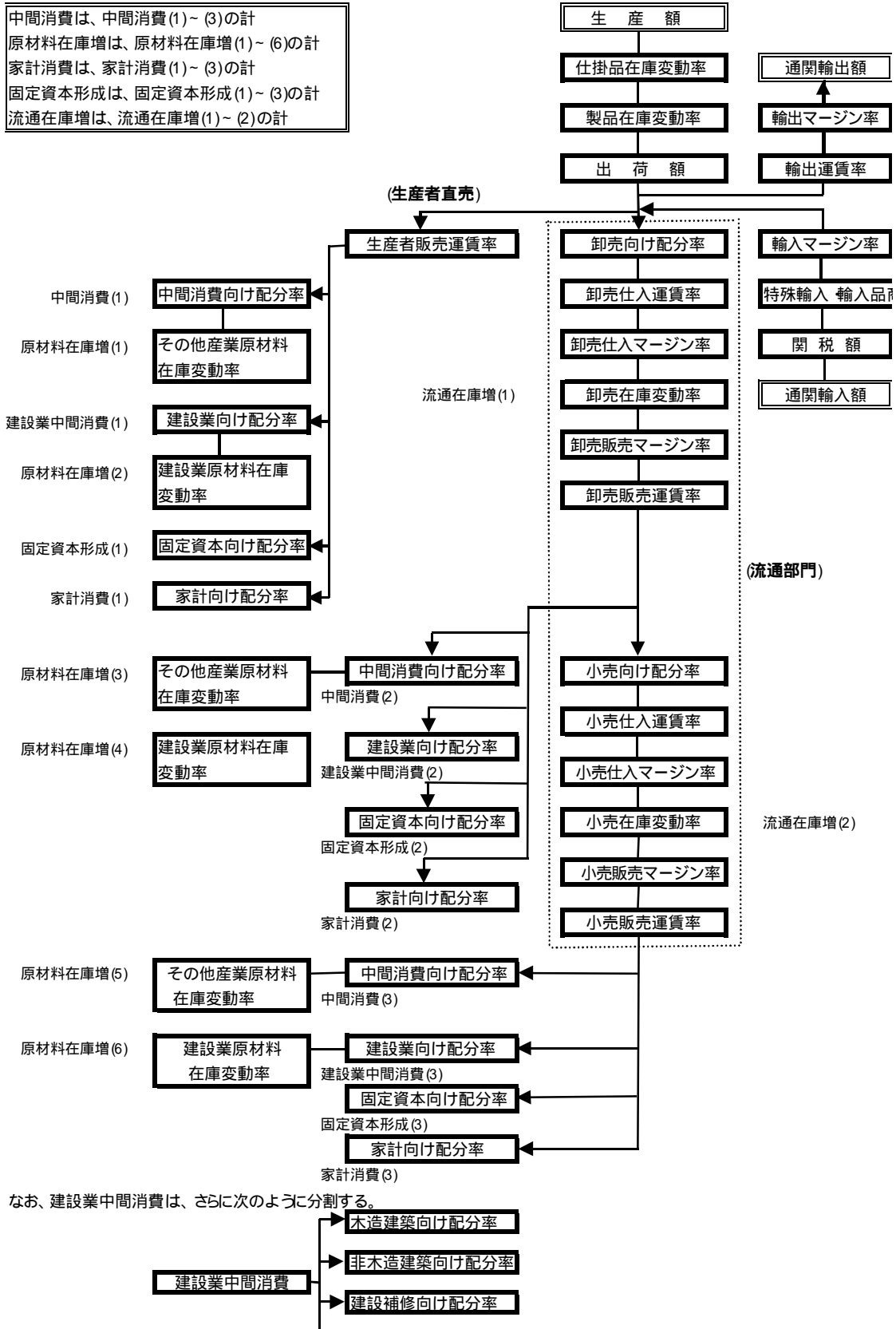
参考文献：L. Lewis, Bassie “Economic Forecasting” New York pp653-661 (1958)

## 2. 四半期計数の改訂時期

四半期計数の改訂時期は以下の通りである。

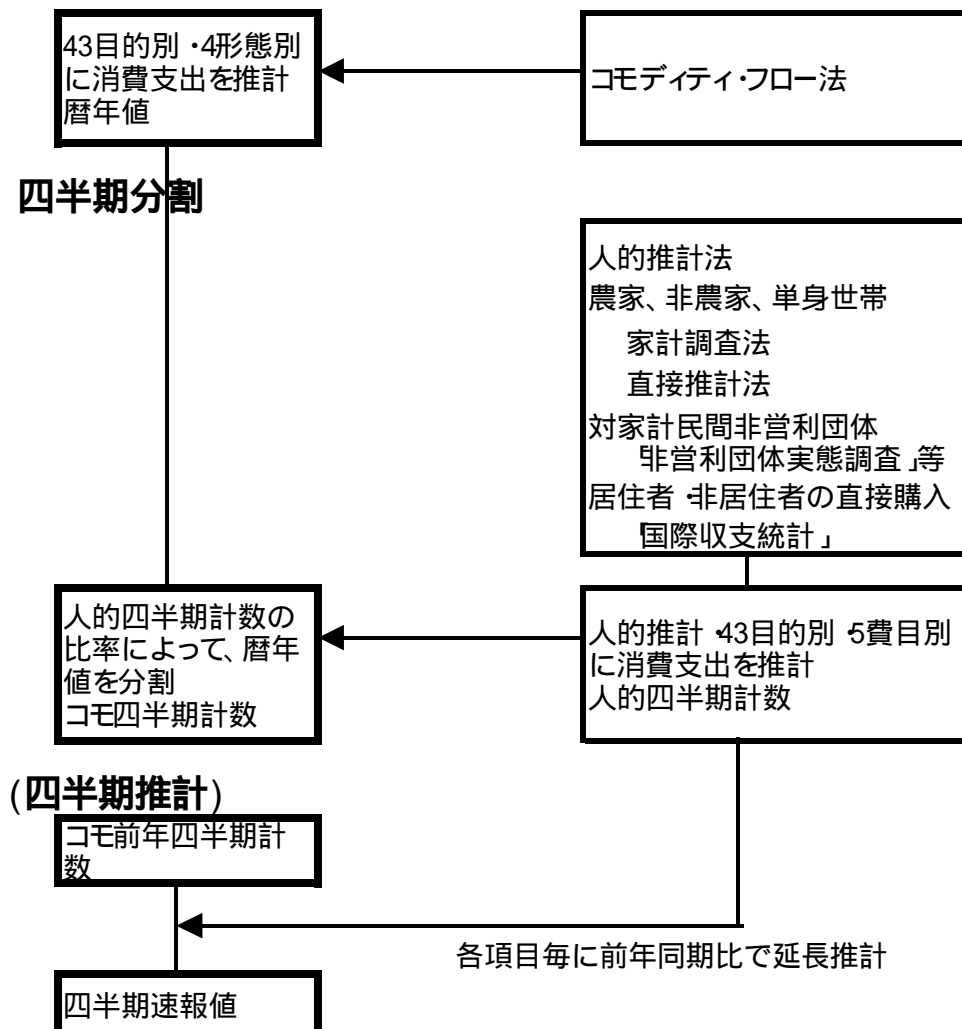
- 1) 1次速報値：当該四半期終了後2カ月+10日程度  
    (試行期間中は、合わせて暫定値を公表)
- 2) 2次速報値：当該四半期終了後4カ月+10日程度
- 3) 確報値：翌年12月末
- 4) 確報値：翌々年12月末
- 5) 基準改訂：5年に1回

図表 1 コモディティー・フロー法の流通経路

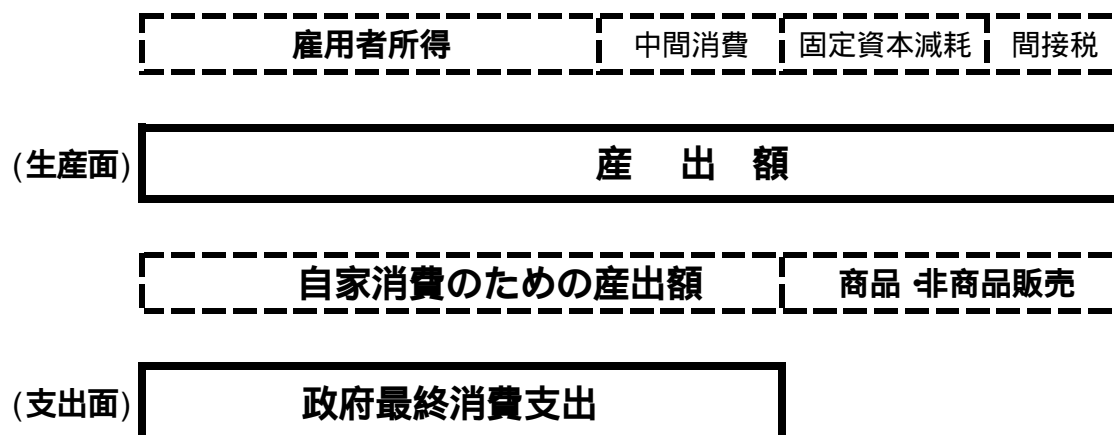


図表2 民間最終消費支出の推計

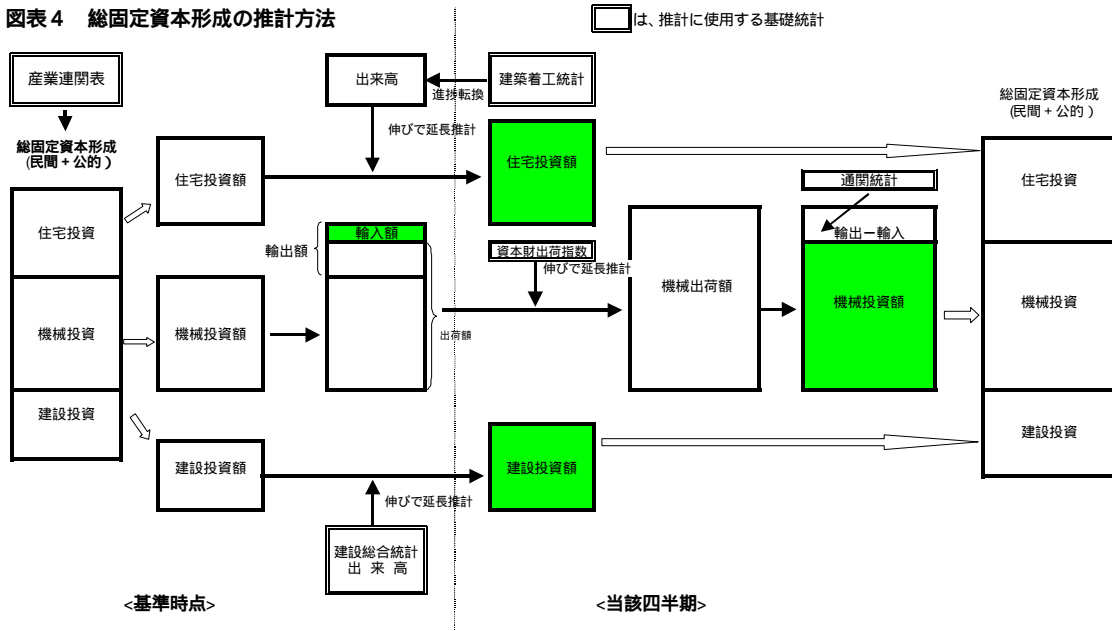
(年次推計)



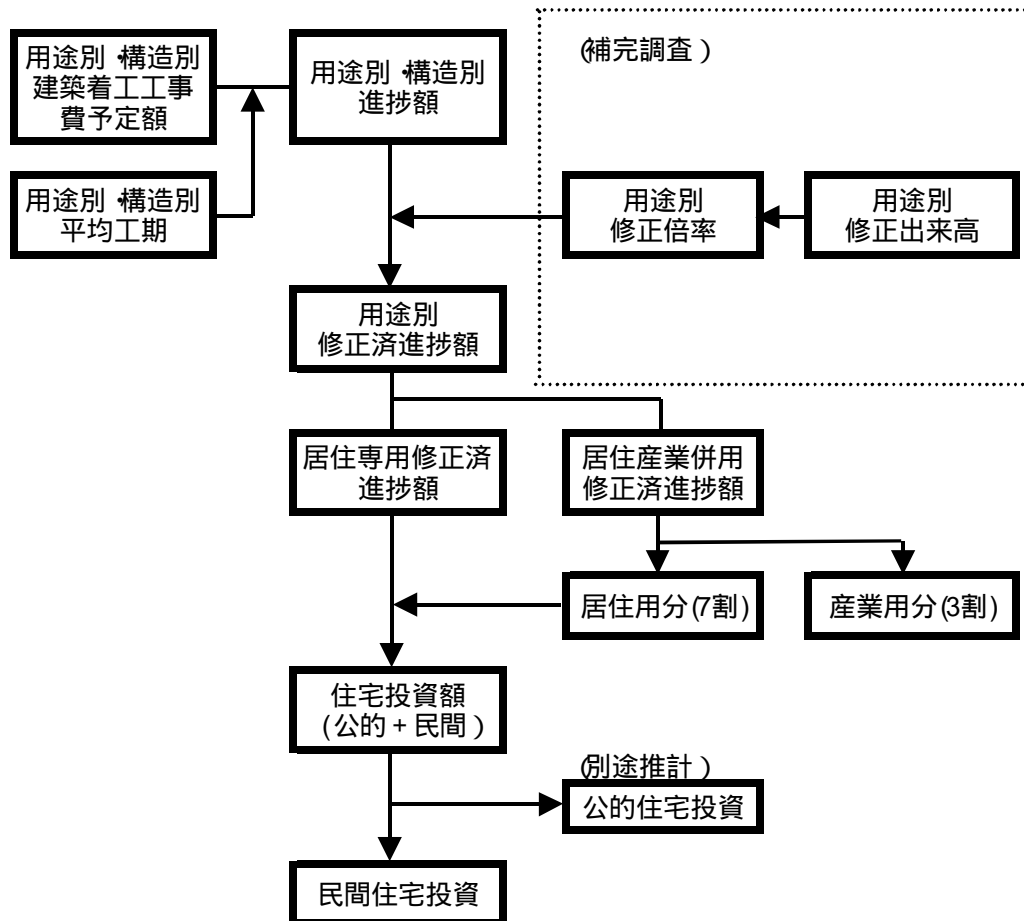
図表3 政府消費の定義図



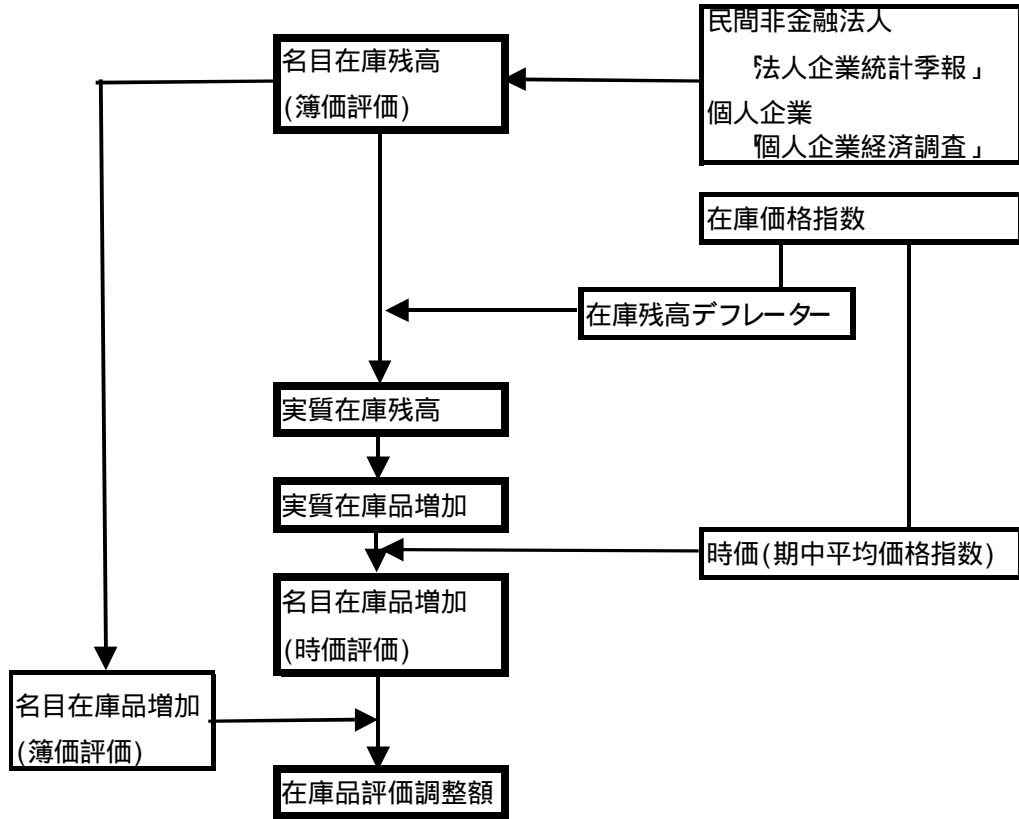
図表4 総固定資本形成の推計方法



図表5 民間住宅の推計図



図表6 民間在庫品増加の推計



図表7 在庫品の評価方法、回転率と価格指数との関係

評価方法	在庫回転率	評価価格指数
売価還元法	回転数を問わない	当期末月の価格指数
最終仕入原価法	回転数を問わない	当期末月の価格指数
先入先出法	9以上	当期末月の価格指数
移動平均法	4～8	当期期中平均価格指数
	3以下	前期及び当期の期中平均価格指数の平均値
低価法	回転数を問わない	当期期中平均価格指数
単純平均法	回転数を問わない	前期及び当期の期中平均価格指数の1対2の加重平均値
個別法	回転数を問わない	前期及び当期の期中平均価格指数の平均値
総平均法	回転数を問わない	前期及び当期の期中平均価格指数の2対1の加重平均値
後入先出法	回転数を問わない	基準期の価格指数

注) 回転率は年間のものを示している。

図表8 SNAと国際収支統計との対応関係

SNA		国際収支統計			
国民 經常 余剩	經常 海外 余剩	財貨・サービスの 純輸出 (外需)	貿易収支	貿易・ サービス 収支	經常 収 支
			サービス収支		
		海外からの 要素所得 (純)	所得収支		
		海外からの經常移転 (純)	經常移転収支		

図表9 四半期別GDPの概要

	暫定値	1次速報値	2次速報値
公表 作成時期	1カ月 + 10日程度	2カ月 + 10日程度	4カ月 + 10日程度
推計方法			
民間消費	家計調査等 (医療費、農家世帯等が一部欠落)	家計調査等 (医療費等が一部欠落)	家計調査等
民間住宅 民間企業設備 公的固定資本形成	総固定資本形成として推計	着工統計	着工統計
		法人季報	法人季報
		総合統計	総合統計
民間在庫品増加 公的在庫品増加	在庫指数等 仮置	法人季報 ヒヤリング	法人季報 ヒヤリング
政府消費	仮置	ヒヤリング等	ヒヤリング等
財貨 サービスの輸出入	国際収支統計 (サービスが一部欠落)	国際収支統計	国際収支統計
需要項目毎の性格	統計としての実績値」の性格の強い項目 民間消費 財貨・サービスの輸出入  速報値が公表されるまでの暫定的な数値」としての性格が強い項目 国内総資本形成 政府消費	統計としての実績値	統計としての実績値
表章形式	実質前年同期比 GDPの実質季節調整済前期比をあわせて表示	名目・実質 実額、前年同期比、前期比、寄与度	名目・実質 実額、前年同期比、前期比、寄与度
表章項目	民間最終消費支出 国内総資本形成 政府最終消費支出 財貨・サービスの輸出入 国内総支出	民間最終消費支出 民間住宅 民間企業設備 民間在庫品増加 政府消費 公的固定資本形成 公的在庫品増加 財貨・サービスの輸出入 国内総支出	民間最終消費支出 民間住宅 民間企業設備 民間在庫品増加 政府消費 公的固定資本形成 公的在庫品増加 財貨・サービスの輸出入 国内総支出

	確報値	確々報値	基準改訂
公表 作成時期	翌年12月末	翌々年12月末	5年に1回
推計方法	民需は、コモディティ・フロー法で推計 ・工業統計表 ・商業統計 ・通関統計 等	民需は、コモディティ・フロー法で推計 ・工業統計表 ・商業統計 ・通関統計 等	民需は、コモディティ・フロー法で推計 ・産業連関表 ・国勢調査 ・事業所統計調査 ・住宅統計調査 等
公需	公需は財政推計法で推計 ・各種決算書 (ただし、厚生年金基金年報等が欠落) ・地方財政統計年報	公需は財政推計法で推計 ・各種決算書 ・地方財政統計年報	公需は財政推計法で推計 ・各種決算書 ・地方財政統計年報
	上記推計方法で、各需要項目の暦年値又は年度値を求め、それらを速報値の値を基に四半期分割する。		
財貨 サービスの輸出入	国際収支統計	国際収支統計	国際収支統計
需要項目毎の性格	統計としての実績値	統計としての実績値	統計としての実績値
表章形式	名目・実質 実額、前年同期比、 前期比、寄与度	名目・実質 実額、前年同期比、 前期比、寄与度	名目・実質 実額、前年同期比、 前期比、寄与度
表章項目	詳細な内訳あり	詳細な内訳あり	詳細な内訳あり

[民間最終消費支出]

目的別	暫定推計	速報推計	確報推計
<p>目的別分類 ：消費者がどのような種類の効用を求めて財を購入したかを基準とした分類（8目的、43目的）</p>	<p>（当該四半期の品目毎の四半期値） ＝（前年同期のコモ四半期値） ×（以下の手法で求めた四半期値の前年同期比）</p> <p>家計調査法 「家計調査」等を使って、各世帯毎に、品目別支出額を推計する。</p> <p>1）農家：「農業経営統計調査」の農業経営動向統計月別収支×農家戸数</p> <p>2）非農家世帯：「家計調査」の全国全世帯 ×非農家世帯数</p> <p>3）単身者世帯：「家計調査」の人口5万人以上の勤労者世帯×単身世帯数</p> <p>家計調査法による値＝1）＋2）＋3）</p> <p>注）以下の式で求められる家計外消費（こずかい・つきあい費）については、最後に品目別のウェイトに応じて、各品目に割り振る。 （家計外消費） ＝（こずかい・つきあい費）×（非農家世帯数）</p>	<p>同左</p>	<p>コモディティ・フロー法で求めたコモ8桁品目（2,143品目）毎の消費支出（暦年値）を、以下の43目的別に割り振る。</p>
<p>飲食費</p>			
<p>1．食料（非耐久財） 2．非アルコール（非耐久財） 3．アルコール（非耐久財） 4．たばこ（非耐久財）</p>	<p>家計調査法より推計 （ただし、自衛隊現物消費分を加算）</p>	<p>同左</p>	<p>暦年値：コモディティ・フロー法により推計 四半期値：速報値の構成比により分割</p>
<p>衣料・はきもの</p>			

5. 衣服(半耐久財) 6. はきもの(半耐久財)	家計調査法より推計 (ただし、自衛隊現物消費分を加算)	同左	暦年値：コモディティ ー・フロー法により推計 四半期値：速報値の構成 比により分割
<b>家賃・光熱</b>			
7. 総家賃(耐久財) 8. 水道(非耐久財) 9. 光熱(非耐久財)	1) 総家賃： 建設統計月報より直接推計 (総家賃) = (1平方メートル当り家賃) × (住 宅床面積) (住宅床面積) = (延べ床面積 + 着工床面積 - 滅 失床面積)  2) その他： 家計調査法より推計	同左	暦年値：コモディティ ー・フロー法により推計 四半期値：速報値の構成 比により分割
<b>家財・雑貨</b>			
10. 家具製品(非耐久 財) 12. 器具(耐久財) 13. 食器(半耐久財) 14. 非耐久財(非耐久財) 15. 対家計サービス(サ ービス) 16. 家事サービス(サ ービス)	家計調査法より推計	同左	暦年値：コモディティ ー・フロー法により推計 四半期値：速報値の構成 比により分割
<b>医療・保健</b>			
17. 医薬品(非耐久財) 18. 治療器具(耐久財) 19. 医療サービス(サ ービス) 20. 入院(サービス) 21. 保険料(サービス)	「基金統計月報」より直接推 計 1カ月分：実績値 2カ月分：トレンド推計	同左 2カ月分：実績値 1カ月分：トレンド 推計	暦年値：コモディティ ー・フロー法により推計 四半期値：速報値の構成 比により分割
<b>輸送・通信</b>			

22. 輸送機器(耐久財) 23. タイヤ部品(半耐久財) 24. ガソリン・オイル(非耐久財) 25. その他支払(サービス) 26. 輸送料(サービス) 27. 通信(サービス)	1) 乗用車購入額: 「自動車統計月報」より直接推計 (家計の乗用車購入額) = (乗用車新車新規登録台数) × (CPI:乗用車) × (家庭向け比率) 家庭向け比率:業界統計等より算出  2) その他 家計調査法より推計	同左	暦年値:コモディティ・フロー法により推計 四半期値:速報値の構成比により分割
<b>娯楽・教育</b>			
28. ラジオ・テレビ(耐久財) 29. 娯楽耐久財(耐久財) 30. その他娯楽用品(半耐久財) 31. 部品・修理(半耐久財) 32. 娯楽サービス(サービス) 33. 新聞・書籍(非耐久財) 34. 教育(サービス)	家計調査法より推計	同左	暦年値:コモディティ・フロー法により推計 四半期値:速報値の構成比により分割
<b>その他財貨サービス</b>			
35. 理髪・美容院(サービス) 36. 化粧品(半耐久財) 37. 宝石・腕時計(耐久財) 38. その他個人用品(半耐久財) 39. 文房具(半耐久財) 40. 旅館・料理店(サービス) 41. パッケージ旅行(サービス) 43. その他サービス(サービス)	家計調査法より推計	同左	暦年値:コモディティ・フロー法により推計 四半期値:速報値の構成比により分割

<p>42. その他金融サービス (サービス)</p>	<p>業界統計より直接推計  1) 生命保険サービス  (生命保険の帰属サービス)  = 保険料 - 保険金 (準備金純増  財産運用収益)  1カ月分: 実績  2カ月分: トレンド推計  2) 証券手数料  (証券手数料) = (証券手数料)  × (委託手数料比率) × (家計  比率)</p>	<p>同左  1) 生命保険の帰属  サービス  2カ月分: 実績  1カ月分: トレンド  推計  2) 証券手数料  同左</p>	<p>暦年値: コモディティ  ー・フロー法により推計  四半期値: 速報値の構成  比により分割</p>
---------------------------------	---	---	---

[ 政府最終消費支出 ]

項目毎	暫定推計	速報推計	確報推計
<b>政府最終消費支出</b>			
	<p>全体を一本で、トレンド推計。</p> <p>暫定推計の段階では、当該四半期の該当項目に関する情報が得られないため、項目毎の推計は不可能。</p> <p>したがって、政府最終消費支出全体を一本でトレンド推計。</p>	<p>政府最終消費支出は、以下の定義式で推計。</p> <p>( 政府最終消費支出 )</p> <p>= 雇用者所得 + 中間消費 + 間接税</p> <p>+ 固定資本減耗</p> <p>商品・非商品販売額</p>	同左
<b>雇用者所得</b>			
		<p>中央政府、地方政府毎に主な関係機関に、公務員数と一人当たり人件費をヒヤリングして、回帰分析により推計</p>	<p>年度値： 国、地方、社会保障基金の決算書等により、該当項目を集計、推計。</p> <p>確報四半期値： 各項目毎の年度値を、過去の四半期パターンを参考にして、四半期分割。</p>
<b>中間消費 + 間接税</b>			
		<p>1) 年度値の推計 中央政府分：予算書より推計 地方政府分：「地方公共団体消費状況等調査」より推計。</p> <p>2) 当該四半期計数の推計： 上記調査の他、過去の四半期パターンを参考にして、推計。</p>	雇用者所得と同じ
<b>固定資本減耗</b>			

		<p>1) 年度値の推計 前年度の公的固定資本形成等を考慮して、年度額を推計。</p> <p>2) 当該四半期計数の推計 過去の四半期パターンを参考にして、推計。</p>	<p>年度値： 「財政金融統計月報」、 「地方財政統計年報」等により、推計。</p> <p>確報四半期値： 過去の四半期パターンを参考にして、四半期分割。</p>
<b>商品・非商品販売額</b>			
		<p>1) 年度値の推計 中央政府分：予算書より推計 地方政府分：「地方公共団体消費状況等調査」より推計。</p> <p>2) 当該四半期計数の推計： 上記調査の他、過去の四半期パターンを参考にして、推計。</p>	雇用者所得と同じ

[ 総固定資本形成 ]

	暫定値推計	速報推計	確報値推計
<b>総固定資本形成</b>			
	<p>「出荷指数」等を用いて推計する。</p> <p>1) 住宅投資 「建築着工統計」の「着工建築物：構造別・用途別全国計数表」より推計。暫定推計の段階では、公民の分割をせず、一括して、全住宅投資額を把握する。</p> <p>2) 機械投資 「出荷指数」、「通関統計」を用いて、当該四半期の資本財投資額を把握する。</p> <p>3) 建設投資 「建設総合統計」の出来高を用いて、前年同期の建設投資額を伸ばして、当該四半期の建設投資額を把握する。</p> <p>1) + 2) + 3) = 総固定資本形成</p>	民間住宅、民間企業設備投資、公的固定資本形成の計	コモディティ・フロー法により推計
<b>民間住宅</b>			

	<p>総固定資本形成の欄を参照</p> <p>暫定推計の段階では、速報推計における公的住宅に関する情報がないため、民間住宅の推計は不可能。</p> <p>したがって、総固定資本形成全体を一本で推計。</p>	<p>「建築物着工統計」の「着工建築物：構造別・用途別全国計数表」より推計</p> <p>1) 「居住専用建築物」の着工額を出来高ベースに転換する。</p> <p>2) 「居住産業併用建築物」の着工額を出来高ベースに転換する。</p> <p>3) 出来高ベースの全住宅投資額を1)と2))の居住部分(7割)を合算して算出する。</p> <p>4) 3)で求めた出来高ベースの全住宅投資額から、別途推計した公的住宅投資額を控除して、出来高ベースの民間住宅投資額を算出する。</p>	<p>年度値： 建設省の「建築着工物着工統計」から求められた住宅投資(詳細は、左記参照)から、別途推計した公的住宅投資額を控除して、年度ベースの民間住宅投資額を算出する。</p> <p>確報四半期値： 年度値を、速報値を補助系列として、四半期分割して求める。</p>
民間企業設備			

<p>総固定資本形成の欄を参照</p> <p>暫定推計の段階では、一次統計である「法人企業統計季報」のデータが入手できないため、民間企業設備投資の推計は不可能。</p> <p>したがって、総固定資本形成全体を一本で推計。</p>	<p>「法人企業統計季報」等より推計 各制度部門毎に設備投資額を推計。</p> <p>1) 非金融法人企業 「法人企業統計季報」の「有形固定資産新設額」より推計。</p> <p>2) 金融法人企業 「法人企業動向調査」の金融保険業の実績値より推計。</p> <p>3) 個人企業 &lt; 農業 &gt; 「農業経営動向統計月別収支」の「固定資産購入額」等より推計。 &lt; 製造業・卸小売業・サービス業 &gt; 「個人企業経済調査」「建築着工統計」等より推計 &lt; その他産業 &gt; 「建築着工統計」より推計</p> <p>4) 対家計民間非営利団体 「建築着工統計」より推計</p> <p>人的推計値 = 1) + 2) + 3) + 4)</p> <p>民間企業設備投資(QE値)は、前年同期の確報四半期値に、人的推計値の前年同期比を掛けることによって推計する。</p>	<p>暦年値： コモ法によって推計された国内総固定資本形成から、別途推計された民間住宅投資及び公的固定資本形成を控除することによって、民間企業設備投資の暦年値を推計する。</p> <p>確報四半期値： 暦年値を、速報値を補助系列として、四半期分割して求める。</p>
--	--	---

公的固定資本形成			
	<p>総固定資本形成の欄を参照</p> <p>暫定推計の段階では、当該四半期時の年度現計予算額に関する情報が得られないため、公的固定資本形成の推計は不可能。</p> <p>したがって、総固定資本形成全体を一本で推計。</p>	<p>1) 年度現計予算額の推計</p> <p>国、地方公共団体等の公的部門について、一般政府、公的企業設備投資、公的住宅毎に、前年度からの繰越額や補正予算の措置状況を踏まえ、各四半期末段階における年度現計予算額を推計（地方公共団体については、「地方公共団体消費状況等調査」等により推計）。</p> <p>2) 年度決算見込額の推計</p> <p>過去のケースを参考にして、翌年度への繰越見込額等を推計し、1)で求めた年度現計予算額を年度決算見込額に転換する。</p> <p>3) 当該四半期計数の推計</p> <p>「建設総合統計」等の公共工事関連指標の動向を踏まえて、2)で求めた年度決算見込額を四半期分割する。</p>	<p>年度値：</p> <p>決算書、地方財政年報、財務諸表により推計。</p> <p>1) 中央政府及び社会保障基金</p> <p>国の各省庁別の決算書を用い、一般会計・非企業特別会計について、「目」を最小単位として、各々目的別・性質別に分類・集計。</p> <p>社会保障基金に分類される団体については、財務諸表の勘定項目を各々、所轄別、性質別、目的別、経済活動別に分類・集計。</p> <p>2) 地方財政</p> <p>「地方財政統計年報」の目的別・性質別クロス表を基にして、地方財政普通会計を目的別分類に組替。</p> <p>地方公営企業会計分も、目的別、経済活動別分類に組替。</p> <p>確報四半期値：</p> <p>年度値を、速報値を補助系列として四半期分割。</p>

[ 在庫品増加 ]

目的別	暫定推計	速報推計	確報推計
<b>在庫品増加</b>			
	民間在庫品増加と公的在庫品増加を足し合わせることで、在庫品増加を推計。	同左	暦年値： コモディティ・フロー法により推計
<b>民間在庫品増加</b>			
	<p>「鉱工業生産指数」等により回帰推計</p> <p>1) 在庫に関する指数(製品在庫指数、商品手持額)について、前期とのポイント差を求める。</p> <p>2) この2つを説明変数として、実質在庫品増加を最小二乗法で回帰推計する。</p> <p>暫定推計の段階では、速報推計に必要な基礎統計である「法人企業統計季報」が未公表のため、上記のような簡便法で、民間在庫品増加を推計</p>	<p>「法人企業統計季報」等により推計。</p> <p>1) 簿価による名目在庫残高の推計 民間非金融法人:「法人企業統計季報」 個人企業:「個人企業経済調査」等</p> <p>2) 簿価による名目在庫品増加の推計</p> <p>3) 在庫価格指数、期中平均価格指数の作成</p> <p>4) 在庫残高デフレーター<sup>1)</sup>の作成</p> <p>5) 実質在庫残高の推計</p> <p>6) 実質在庫品増加の推計</p> <p>期末から期首の実質在庫残高を差し引き、実質在庫品増加を推計。</p>	<p>暦年値： コモディティ・フロー法によって推計された在庫品増加から、下で推計された公的在庫品増加を引いて推計。</p> <p>四半期分割： 暦年値を、速報値を補助系列として、四半期分割して求める。</p>

		<p>7) 時価による名目在庫品増加  実質在庫品増加に、期中平均価格指数を掛けることによって、時価による名目在庫品増加を推計。</p> <p>8) 在庫品評価調整額の推計  簿価による名目在庫品増加から、時価による名目在庫品増加を差し引き、在庫品評価調整額を推計。</p>	
<b>公的在庫品増加</b>			
	<p>前期値と同値と仮置き</p> <p>暫定推計の段階では、公的在庫に関する情報がないため、公的在庫品増加の推計は不可能。</p>	<p>主要な公的企業から直接ヒヤリングして推計(一般政府は、在庫を保有しないとみなしている)。  &lt;ヒヤリング対象&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 食糧管理特別会計(米麦)</li> <li>2) 石油公団(備蓄原油)</li> <li>3) 造幣局特別会計(記念金貨)</li> <li>4) 農畜産業振興事業団(生糸)</li> <li>5) レアメタル在庫(レアメタル)</li> </ol>	<p>暦年値：  全公的企業(非金融)の財務諸表及びヒヤリングにより推計(ただし、地方公営企業の在庫に関するデータは仮置き。確々報推計時に実績値入手。)</p> <p>四半期分割：  暦年値を、速報値を補助系列として、四半期分割して求める。</p>



[ 輸出・輸入 ]

	暫定推計	速報推計	確報推計
<b>輸 出</b>	<p>1 ) 名目値の推計 財貨の輸出</p> <p>2 カ月分 : 「国際収支表」の速報値</p> <p>1 カ月分 : 「通関統計」の確報値に、「貿易統計」と「国際収支統計」の比率を掛けて、推計</p> <p>サービスの輸出</p> <p>2 カ月分 : 実績値</p> <p>1 カ月分 : 前 2 カ月の前年同期比で、トレンド推計</p> <p>2 ) 実質値の推計 同右</p>	<p>1 ) 名目値の推計 「国際収支表」の貿易・サービス収支を国民経済計算体系に組み替えて推計</p> <p>2 ) 実質値の推計 WPI、輸出物価指数、投入算出物価指数等を、商品毎に前年のコモのウェイトで統合して、10商品群別のデフレーターを作成。</p> <p>商品毎の名目値を商品別のデフレーターで割ることによって、実質値を推計。</p>	<p>1 ) 名目値の推計 同左</p> <p>2 ) 実質値の推計 同左。</p> <p>ただし、統合するウェイトは、財別の当年のコモ値。</p>
<b>輸 入</b>			

	<p>1) 名目値の推計 財貨の輸出</p> <p>2 カ月分：「国際収支表」の速報値</p> <p>1 カ月分：「通関統計」の確報値に、「貿易統計」と「国際収支統計」の比率を掛けて、推計</p> <p>サービスの輸出</p> <p>2 カ月分：実績値</p> <p>1 カ月分：前2カ月の前年同期比で、トレンド推計</p> <p>2) 実質値の推計 同右</p>	<p>1) 名目値の推計 「国際収支表」の貿易・サービス収支を国民経済計算体系に組み替えて推計。</p> <p>2) 実質値の推計 WPI、輸入物価指数、投入算出物価指数等を、商品毎に前年のコモのウェイトで統合して、8商品群別のデフレーターを作成。</p> <p>商品毎の名目値を商品別のデフレーターで割ることによって、実質値を推計。</p>	<p>1) 名目値の推計 同左</p> <p>2) 実質値の推計 同左。 ただし、統合するウェイトは、財別の当年のコモ値。</p>
--	--	---	---

(参考資料2) GDP速報化検討委員会委員名簿 (平成11年5月現在)

	新居玄武	学習院大学経済学部教授
委員長	栗林世	中央大学経済学部教授
	外川洋子	宮城大学事業構想学部教授
	中村洋一	麗澤大学国際経済学部教授
	西村清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	舟岡史雄	信州大学経済学部教授

(ワーキンググループ)

	大平純彦	静岡県立大学経営情報学部助教授
座長(兼)	中村洋一	麗澤大学国際経済学部教授
	西山茂	小樽商科大学商学部教授
	宮川努	学習院大学経済学部教授
	渡辺源次郎	日本福祉大学経済学部教授

### (参考資料3) GDP速報化検討委員会議事概要

#### ○GDP速報化検討委員会及びワーキンググループの開催実績

平成10年

7月31日 第1回委員会

- ・委員会の審議内容について

9月1日 第1回ワーキンググループ

- ・ワーキンググループの今後の作業方針について

10月5日 第2回ワーキンググループ

- ・代替的アプローチによる検討(民間住宅投資、財貨・サービスの輸出入)等について

11月2日 第2回委員会

- ・代替的アプローチによる検討(在庫、投資)等について

平成11年

1月6日 第3回委員会

- ・消費推計について
- ・公表時期と需要項目毎のデータの欠落状況及び代替推計について

1月中 海外現地調査(カナダ、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア)

2月24日 第4回委員会

- ・勤労者世帯を用いた消費推計について
- ・公的固定資本形成の推計方法等について

- ・表章形式についての対応方針（案）
- ・海外調査結果の概要について
- ・暫定値公表時期と各需要項目毎の欠落状況及び考  
えうる代替推計

4月5日 第5回委員会

- ・物的推計について
- ・報告書スケルトン（案）について

5月14日 第6回委員会

- ・報告書（案）について

